

記者発表 令和7年3月19日(水)15時00分～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
上下水道管理局上下水道管理課 (電話059-237-5811)	上下水道管理課長 谷口 弘明

元水道工務課職員による詐欺及び収賄事件並びに
当該事件に係る調査により判明した不適切な行為等における
管理監督責任等に対する懲戒処分等について

このことについて、元水道工務課職員による詐欺及び収賄事件並びに当該事件に係る調査により判明した不適切な行為等における管理監督責任等に関し、令和7年3月19日付けで下記のとおり懲戒処分等を行いました。

記

1 元水道工務課職員による詐欺及び収賄事件並びに当該事件に係る調査により判明した不適切な行為等における管理監督責任に対する懲戒処分

(1) 事案の概要

上下水道事業局長等は、元水道工務課職員の2人が詐欺罪及び収賄罪により起訴されたこと、また、修繕業務の依頼及び修繕実施業者等の選定において、本来、組織としての判断や意思決定をするべき修繕業者の決定や業務依頼などの権限を所属長らが技能員に与え続けていたこと、業務執行管理ができていなかったことなどについて、部下職員に対する管理監督者としてその責務の徹底を欠いていたものです。

(2) 処分の内容等

被処分者	処分内容
上下水道事業局長（60歳）	減給10分の1 1月 （地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定による）
上下水道事業局次長（60歳）	
水道工務課長（55歳）	
水道工務課維持管理担当主幹（52歳）	
農林水産部長（当時 上下水道事業局長） （60歳）	戒告 （地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定による）
環境部環境施設担当理事（当時 上下水道事業局次長） （59歳）	
建設部津北工事事務所長（当時 上下水道事業局水道工務担当参事(兼)水道工務課長） （57歳）	
下水道工務課工事担当主幹（当時 水道工務課維持管理担当主幹） （52歳）	

※ 今回の上司に対する処分は、技能員の適正な勤務状況の管理ができていなかった事実に基づき、維持修繕業務の依頼及び修繕実施業者等の選定において、結果として、特定業者への偏りを生じさせたなど、一連の業務執行管理の不徹底に係る管理監督者としての責任に対するもの。

なお、上記被処分者のほか、今回の詐欺及び収賄事件に関して、今後の公判等の結果、何らかの不適切な行為をしていることが明らかとなった場合は、当該職員については速やかに処分を行う。

2 安芸地域における維持、修繕業務に関する不適切な事務執行等に対する懲戒処分等

(1) 事案の概要

安芸事業所長は、令和4年度から令和6年度の安芸地域における維持、修繕業務に関し、単に業務依頼を受けてもらいやすいという認識の下、特定業者に発注し続けたことで業務依頼の偏りを生じさせ、そのまま漫然とそのことを放置していたことなどについて、決裁者として、かつ、当該業務の総括責任者として必要な指導を怠ったものです。

(2) 処分の内容等

被処分者	処分内容
安芸事業所長(兼)管理担当主幹 (57歳)	戒告 (地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定による)

また、安芸事業所においては、当該事務を担当していた部下職員3人に対しても文書厳重訓告（懲戒処分未満）の処分を行いました。

なお、懲戒処分未満の処分については、人事院が定める懲戒処分の指針によると公表の対象とはならないものの、津市の行政に対する市民の信頼を著しく損なわせた詐欺及び収賄事件に係る調査により判明した不適切な行為等であることを踏まえ、公表しました。